3　死体の処理（法第21条）

⑴　家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対し、当該死体の焼却又は埋却を指示する。当該死体の所有者による迅速かつ適切な死体の処理の実施が困難であると認められる場合においては、法第21条第４項に基づき、家畜防疫員が死体の処理を実施する。死体は、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。

⑵　患畜の死体は、原則として、第５の２により患畜であると判定された後、１の⑶の発生農場における措置が完了してから72時間以内に埋却等を行う。

⑶　農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

①　当該死体を十分に消毒する。

②　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

③　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

④　原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

⑤　死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。

⑥　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

⑦　移動経過を記録し、保管する。

⑷　埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。⑹において同じ。）。なお、焼却又は化製処理を行う場合には、都道府県は第２－２の２の⑶の③の合意が得られていることを確認の上、動物衛生課と協議を行う。また、焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては、⑶の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては、⑶に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、⑴の場所に行う。

⑸　焼却又は化製処理を行う施設において、第２－２の２の⑶の③の合意に定める措置を講ずるとともに、次の措置を講ずる。

①　焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。

②　運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

③　死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

④　死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から死体投入場所までの経路並びに使用した設備及び資材を消毒する。

⑤　焼却又は化製処理が完了し、④の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

⑹　疑似患畜の死体については、患畜の処理方法に準じて、殺処分後速やかに埋却、焼却又は化製処理を行う。

⑺　第２－２の２の⑷に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、死体の処理を行う。

4　汚染物品の処理（法第23条）

⑴　家畜防疫員は、豚熱ウイルスにより汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対し、当該物品の焼却、埋却又は消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な汚染物品の処理が困難であると認められる場合においては、法第23条第３項に基づき、家畜防疫員が汚染物品の処理を実施する。